



図14 危害の発生条件(ISO 14121-2:2007 図2に基づく)

3-2-2 具体的な実施方法

手順1で明確にした機械の制限仕様をもとに、機械設備を使用するすべての状況(合理的に想定できたもの)における危険源・危険状態を同定する。

ここで、想定された機械設備の使用状況には機械設備のライフサイクルにおけるすべての段階を含むが、すべての段階についての危険源を一度に同定することは難しいので、いくつかの段階に分割して実施するのは、前にも述べたとおりである。原則的には、ライフサイクルの段階ごとのリスクアセスメントの実施に先立って、その機械設備に内在する危険源をすべて洗い出しておく。ライフサイクル全般に対して行うのは、各段階の境界部分での見落としや特定の段階での洗い出しが抜けてしまうなどのミスを防ぐためである。しかしながら、設計段階では個々のライフサイクル段階ごとに危険源を洗い出す方が時間的な制約からも現実的である。

表9に、JISB9702:2000 の附属書Aで示される「危険源・危険状態及び危険事象」の表を添付している。工場に設置して使う、いわゆる据え置きタイプの機械設備では、この表でNo1からNo19として示される危険源については、一項目ごとにチェックする。なお、No20以降は、移動タイプの機械等について考えるべき危険源の項目である。

危険源の洗い出しに漏れがないようにするには、表9のような危険源のリスト(既知の分類表)を